

村上市森づくり基本計画 巻末資料

用語集.....資料－ 1

資料編

1. 村上市森づくり基本計画策定委員会条例 資料－ 8
2. 村上市森づくり基本計画策定委員会名簿 資料－ 9
3. 村上市森づくり基本計画策定委員会の開催経緯..... 資料－10
4. ヒアリングにより得られた村上市の森林・林業、木材産業等に関する問題点・課題..... 資料－11

用語集

あ行

・ICT (あいしーていー)

「Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)」の略語で、情報通信技術を意味します。

・育成単層林 (いくせいたんそうりん)

森林を構成する樹木の全部または大部分を伐採し、そのあとに一齐に植栽・保育を行うことにより成立した、樹齡や樹高のほぼ等しい樹木から構成されている森林。

・羽越しな布 (うえつしなふ)

東北地方の日本海側に自生するシナノキ、オオバボダイジュ、ノジリボダイジュの樹皮の内側にある韌皮(じんひ)より糸を作り、その糸を布状に織りあげたもの。山形県鶴岡市関川地区(羽前)と市内山北地区(越後)とで作られる織物であることから「羽越しな布」と呼ばれます。

・ウッドマイルージ (うっどまいれーじ)

フードマイルージの考え方を木材に応用した指標で、木材の量と木材の産地-消費地間の輸送距離を掛けたもの。単位は $m^3 \cdot km$ 。この数字が小さいほど、輸送に要したエネルギーやそれに伴うCO2排出が少ないと言えます。

・SDGs (えすでいーじーず)

「Sustainable Development Goals (サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)」の略で、「持続可能な開発目標」と訳されます。2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsと森づくりとの関係についてはP38に解説しています。

・エリートツリー (えりーとつりー)

地域の人工林において、最も成長が優れた木として選抜された樹木(これを「精英樹(せいえいじゅ)」といいます)のうちでも優良なもの同士を人工交配し、その中からさらに選抜された優れた個体。

か行

・階層構造 (かいそうこうぞう)

多くの場合、森林には背の高い樹木、中程度の樹木、背の低い灌木や草など様々な高さの植物が生育しています。このような様々な高さの植物が作る森林の垂直方向の構造を階層構造と言います。高い方から高木層、亜高木層、低木層、草本層などと区分します(個々の森林の状態によって区分は異なります)。

・カスケード利用 (かすけーどりよう)

資源を利用するとその品質が下がりますが、その下がった品質に応じて何度も有効に利用すること。(「Cascade(カスケード)」は英語で滝を意味します。)樹木についてみると、まず建材等の木材として利用した後、ボードや紙類等の利用を経て、最終段階では燃料として利用することがその一例となります。

・架線集材 (かせんしゅうざい)

樹木を伐採した後に山から運び出す作業を「集材」と言います。架線集材とは、仮設のロープウェイの様な装置で木材(丸太)を集積場まで吊り上げて運ぶ方法です。林道を整備し林業用重機を使って集材する「車両集材」が難しい急峻な山地で使われます。

・過密化 (かみつか)

ある森林で樹木の生育密度（一定面積あたりの本数）が、その樹木が健全に生育できる適正な密度を越えること、また、その状態。細長い木が多くなり、また林内にも十分な日光が届かないので林床植生の生育が阻害され、その結果として森林の多面的機能も損なわれます。

・川上 / 川中 / 川下 (かわかみ / かわなか / かわしも)

森づくりと木材の利用に関して、森林管理・素材生産を行なう林業事業者（川上）から木材加工を行なう製材・加工業者（川中）、更にその加工された木材を使う工務店等（川下）への木材の流れを川の流れに例えて言います。

・間伐 (かんばつ)

育成過程の森林で、育成対象の樹木の一部を伐採して密度を下げる。これにより、樹木間の競争を緩和して生長を促し、木材としての価値の向上と森林の多目的機能の維持増進を図ります。

・KD材 (ケーでいーざい)

「Kiln Dry Wood (キルン・ドライド・ウッド)」の略語で、温度・湿度・風量等を制御できる釜に入れて短期間で乾燥させた人工乾燥材の事です。

・航空レーザ測量 (こうくうれーざそくりょう)

航空機に搭載した機械（レーザスキャナ）から地上にレーザ光を照射し、それが地上から反射してくるまでの時間や強度等の情報から、地上の標高や地形の形状、森林の状態を調べる測量方法です。

・更新 (こうしん)

森林の樹木を伐採して、次世代の森林を仕立てること。自然に散布された種子や切り株からの萌芽による天然更新と、苗木の植栽や種子の撒き付け等を人為的に行う人工造林とがあります。

・国有林 (こくゆうりん)

林野庁をはじめとする国の機関が所有する森林の総称で、民有林に対する語。

・コンテナ苗 (こんてななえ)

容器内面にリブ（縦筋状の突起）を設け、また、容器の底面を開けるなどによって根巻き（容器の内底で根が渦を巻いて生長する事）を防止できる容器で育成した苗木。植付けが楽で活着率（植栽後の生存率）が高い等の利点があります。

さ行

・再造林 (さいぞうりん)

人工林を伐採した跡地に、人工造林を行なう事。

・サプライチェーン (さぶらいちえん)

英語の Supply chain。ある製品が、原料の段階から消費者に届くまでの全過程のつながりのこと。供給・販売網。

・GIS (じーあいえす)

「Geographic Information System (ジオグラフィック・インフォメーション・システム)」の略で、地理情報システムの意味。地形・標高・植生など、地理情報を持つデータ（空間データ）を管理・加工し、地図などとして視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。

・下見板（したみいた）

木造建築の外壁の板張りのこと。一般的には幅 15cm 程度の板を、水平や垂直に張った板壁。下見ともいう。（一般的に横張りは下見板、縦張り羽目板と呼びますが、言い方は地方によって様々です。）

・若齢林（じゃくれいりん）

更新されてからの時間がさほど経過していない、生長が盛んな樹木から構成される若い森林。通常、林齢 10 - 50 年程度の森林を指します。

・集約化施業（しゅうやくかせぎょう）

林業事業体への委託等を通じて、林業施業地を集約・大規模化すること。これを通じて作業の効率化や生産コストの低減を図ります。小規模な山林所有者が多い日本の林業において、生産コストの低減を図るためには施業の集約化が必要とされています。

・主伐（しゅばつ）

利用できる時期に達した立木をまとめて伐採する事。次の世代の樹木の育成（更新）を伴う伐採なので更新伐採とも言います。

・植栽（しょくさい）

植物を植えること。森づくりにとっては、育成の対象となる樹木を植える事。

・除伐（じよばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業。一般に、育成対象木が生長して枝葉が互いに接しあう状態になるまでの間、数回行われます。この後、育成対象木の生育密度を減らすために行なう伐採を間伐と呼びます。

・針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じって生育している森林。

・人工林（じんこうりん）

植栽や播種などの人為を加えることによって造成した森林。天然林に対する語。

・薪炭林（しんたんりん）

薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。1950-60 年代にかけての燃料革命（家庭での燃料が薪炭から電気、ガス、石油へと切り替わった）以降、積極的に利用されず放置された薪炭林が多い。

・森林境界（しんりんきょうかい）

森林における所有境界。既存資料の不備や調査の遅れにより、所有境界が不明瞭な森林が多く存在し、不在地主の問題とともに、森づくりを進める上での障害となっています。

・森林クラウド（しんりんくらうど）

これまで各管理者（県、市、森林組合等）が個別に管理していた森林情報を、クラウドサービスを利用して一元的に管理するシステムのこと。

・森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理法の施行（2019（平成 31）年）により開始された新制度。適切な経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業事業体に集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的とします。必要な財源として森林環境譲与税が交付されることとなりました。

・森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者または森林経営の委託を受けた者が、その森林を対象として、施業および保護について作成する5年を1期とする計画。

・森林経営プランナー（しんりんけいえいぷらんナー）

2020（令和2）年度に始まった新制度で、その認定には森林施業プランナーとしての業務経験5年以上などの条件があります。森林整備事業（造林・保育等）の推進や木材の有利販売事業を企画・実践できる、これからの林業経営（マーケティング）を担う人材とされています。

・森林整備（しんりんせいび）

森林を、その利用目的（木材生産・水源涵養・レクリエーションなど）に合わせて長期的視野で計画的に手入れする事。林道や遊歩道、展望台など、森林に付属する施設の整備も含まれます。

・森林施業プランナー（しんりんせぎょうぷらんナー）

森林所有者に代わって地域の森林を管理する存在で、森林所有者に代わって森林経営計画を作成し、所有者から施業を受託してその実行管理も行います。林野庁や都道府県等において2007（平成19）年度からその育成が進められましたが、研修修了者の実力レベルが様々であったため、一定の質を確保するために、2012（平成24）年度より「森林施業プランナー認定制度」が設けられました。

・森林総合監理士（フォレスター）（しんりんそうごうかんりし（ふおれすたー））

「森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森づくりの全体像を示すとともに、市町村、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施する者（林野庁長官通知）」として、林野庁長官が、林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格した者を登録するものです。

・森林の多面的な機能（しんりんのためんてきなきのう）

木材の生産、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの、森林が持っている多岐にわたる公益的な機能を言います。

・森林簿（しんりんぼ）

森林の所在地や所有者、面積や森林の種類、材積や成長量などの森林に関する情報を記載した台帳のこと。

・水土保全林（水源涵養機能）（すいどほぜんりん（すいげんかんようきのう））

良質で安全な水を安定的に供給する水源涵養の働きを重視して整備している森林です。

村上市森林整備計画では“水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”とされており、具体的には、土壌への降水や融雪水の浸透、ピーク流量を低減し洪水を調節するとともに、濁水や良質な水の安定供給を確保することを目的としています。

・水土保全林（山地災害防止/土壌保全機能）（すいどほぜんりん（さんちさいがいぼうし/どじょうほぜんきのう））

山崩れや土砂流出などの山地災害を防止する働きを重視して整備している森林です。

村上市森林整備計画では“土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”とされています。具体的には、災害に強い国土を形成することを目的としています。

・スマート林業（すまーとりんぎょう）

ICT等先端技術を活用した林業のやり方。最新情報端末（タブレット等）を用いた効率的な現地調査や機械の遠隔操作・自動化による生産性と安全性の向上などが想定されます。

・造林（ぞうりん）

現在ある森林に対し手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行なう事。あるいは、森林の無い土地や伐採跡地に新しく森林を仕立てること。一般的には後者の意味で使われることが多い。

・素材生産（そざいせいさん）

森林で素材（丸太）を生産する事。通常、樹木の伐採に始まり枝払い等を経て集材（伐採した後に山から運び出す作業）するまでの過程を指します。

た行

・短伐期施業（たんぱつきせぎょう）

従来行われている木材生産の体系。例えばスギの場合 40 年程度（地域によって差はあります）で主伐を行います。

・地位（ちい）

森林の材積（材木の体積）生産力を示す指数で、気候・地勢・土壌条件等の因子が総合化されたもの。一般に主要樹種ごとに等級に区分した地位級で表します。地位 1 が最も生産力が高く、地位 5 が最も低くなります。

・地域遺産林（ちいきいさんりん）

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林です。

村上市森林整備計画において、“快適な環境形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”また、“保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”とされています。

・地籍調査（ちせきちょうさ）

一筆（土地登記簿上の一区画）ごとの土地について、所有者、地番、地目（土地の用途による区分）を調査すること。この時に、土地の境界（筆界）と面積（地積）の測量も行ないます。

・地利（ちり）

ある森林が、生産物の運搬などに関して有する経済的位置のこと。木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等の度合いを示すもので、等級に区分した地利級で表します。

・長伐期施業（ちょうぱつきせぎょう）

通常の主伐林齢の概ね 2 倍もしくはそれ以上の林齢で主伐を行う木材生産の体系。大径材（太い材木）が生産されることから高収入が期待でき、また、森林の多目的機能が長年にわたり安定して維持されるなどの利点があります。

・天然林（てんねんりん）

天然の力によって造成された森林。人工林に対する語。

は行

・人との共生林（ひととのきょうせいりん）

森林レクリエーションなど森林とのふれあいの場や生活環境を守る働きを重視する森林です。

村上市森林整備計画では、“快適な環境形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”また、“保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”とされています。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供することを目的としています。

・標準伐期齢（ひょうじゅんぱつきれい）

市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢として定められるもの。主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の多面的機能などを勘案して定められます。

・保安林（ほあんりん）

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林の種類はその指定の目的により17種類あり、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

・萌芽更新（ぼうがこうしん）

樹木を伐採した後の切り株から発生した小枝（萌芽（ぼうが））を生長させて森林を更新する方法。薪炭林は、主にこの方法で更新されます。

ま行

・民有林（みんゆうりん）

森林の所有区分で国有林に対する語。民有林には、個人・法人などが所有する私有林と地方自治体や財産区が所有する公有林の区分があります。

・村上木彫堆朱（むらかみきぼりついしゆ）

村上市において製造される伝統工芸の漆器。1955（昭和30）年に「新潟県無形文化財」に、1976（昭和51）年に国の「伝統的工芸品」の指定を受けました。

・木育（もくいく）

木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう事を目指す啓発活動。子どもから大人までがその対象となります。

・木材SCMシステム（もくざいさぷらいチェーンまねじめんとしすてむ）

素材生産から消費までの木材の流通を効率化するシステムのこと。

・木材生産林（もくざいせいさんりん）

安定して木材を供給し、資源としての役割を重視して整備している森林です。

村上市森林整備計画において、“木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林”とされています。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給することを目的としています。

・木質バイオマス（もくしつばいおます）

「バイオマス」とは、ある空間に存在する生物（バイオ）の量を、集合体（マス）として把握したものです。日本語では生物量、生物体量、現存量などと言います。転じて生物由来の資源を指す様にもなりました。「木質バイオマス」は樹木のバイオマスの事です。

や行

・UJIターン（ゆーじえいあいたーん）

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指します。

ら行

・林家（りんか）

所有山林の面積が1ha以上の世帯を指す統計調査用語。

・林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

造林や木材生産などを行なう林家、森林組合、造林業者、素材生産業者等の事業体のこと。

・林床植生（りんしょうしょくせい）

「植生」とは、ある地域に生育している植物の集団、また、「林床」とは森林の地表面のことです。このことから「林床植生」とは、森林に生育する植物のうち地表面近くに葉を展開する丈の低い植物の集団（主に灌木や草）の事を指します。また、高く生長する樹種であっても稚樹のうちには林床植生に含まれます。

・林地生産力（りんちせいさんりょく）

ある土地が持つ、樹木を生育させる潜在力。森林から木材を生産する視点で考えられた概念で、指標として基準齢における対象樹木の平均樹高（生産力の高い土地ほど高く育つ）や樹木の平均成長量等を用いる。

・林齢（りんれい）

ある森林の現在年齢のこと。人工林の場合は、更新（植栽）の年を1歳として計算します。天然林の場合は、立木の地上高20cmの位置で測った年輪の数を基礎とします。

・路網整備（ろもうせいび）

道路網を整備する事。森づくりにおいては、作業効率の向上を目的に林内道路や作業道を計画的に整備・配置する事。

・路網密度（ろもうみつど）

道路の密度。通常1haあたりの道路延長距離（m/ha）で表します。本計画では、林内道路に作業路および作業道を加えたものの密度を路網密度として示しています（P17 および P53 に数値の記載があります）。

村上市森づくり基本計画策定委員会条例

令和2年村上市条例第120号
村上市森づくり基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 村上市の林業振興に必要な森林の保全及び整備を効果的に行うための村上市森づくり基本計画(以下「基本計画」という。)について調査審議するため、村上市森づくり基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 林業に関する有識者
- (2) 関係する行政機関に属する者
- (3) 関係する各種団体に属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年村上市条例第46号)に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

村上市森づくり基本計画策定委員会名簿

村上市森づくり基本計画策定委員会 委員名簿（敬称略）

（任期：令和2年11月1日～令和3年3月31日）

構成	氏名	所属等	備考
第1号委員 （学識を有する者2人）	1 むらかみ たくひこ 村上 拓彦	新潟大学農学部 准教授	
	2 えごし たくま 江越 卓真	株式会社ピースマネジメント 代表取締役社長	経営コンサルタント
第2号委員 （関係諸団体に属する者5人）	3 やまだ ひさお 山田 久男	林野庁関東森林管理局 下越森林管理署村上支署 総括森林整備官	
	4 かさはら よしえい 笠原 芳栄	新潟県村上地域振興局 農林振興部 副部長	
	5 つかはら まさみ 塚原 雅美	新潟県森林研究所	
	6 とおよま しょういち 遠山 昭一	新潟北部地域林業振興協議会 事務局長	
	7 すがはら ふみひろ 菅原 史裕	村上市地域林政アドバイザー （村上市森林組合所属）	
第3号委員 （林業関係者7人）	8 かとう よしのり 加藤 善典	株式会社加藤組 代表取締役社長 （村上市建設業協会会長）	村上市建設業協会
	9 いたがき しげき 板垣 茂樹	村上市森林組合 代表理事組合長	岩船郡木材組合 川上の業者
	10 あべ いさお 阿部 功	有限会社阿部林業工務店 代表取締役	岩船郡木材組合 川上の業者
	11 さいとう こうぞう 齋藤 甲三	山北木材加工協同組合 総務部長	岩船郡木材組合 川中の業者
	12 さとう しんいち 佐藤 伸一	株式会社マルエス 代表取締役	岩船郡木材組合 川中の業者
	13 いとう かずひと 伊藤 和人	有限会社伊藤建築 （村上市建築組合副組合長）	村上市建築組合 川下の業者
	14 さいとう ひろし 齋藤 博	斉藤建築 （岩船郡建築組合連合会副会長）	岩船郡建築組合連合会 川下の業者

村上市森づくり基本計画策定委員会の開催経緯

村上市森づくり基本計画策定委員会の開催経緯

回数	実施日	主な議題
第1回	令和2年11月19日	村上市森づくり基本計画策定の概要について
第2回	令和2年12月22日	村上市の森林及び林業の問題点・課題の共有について
第3回	令和3年1月29日	村上市森づくり基本計画な取組について
第4回	令和3年3月15日	村上市森づくり基本計画（案）について



第1回森づくり基本計画策定委員会
開催状況



第2回森づくり基本計画策定委員会
開催状況



第3回森づくり基本計画策定委員会
開催状況



第4回森づくり基本計画策定委員会
開催状況

ヒアリングにより得られた村上市の森林・林業、木材産業等に関する問題点・課題

1. 川上における問題点・課題など

1/2

(1) 森林整備全般に関すること

- ・国有林は植林から伐採までの循環のサイクルが成り立っているが、民有林では手入れがおろそかになっており、循環のサイクルが成り立っていないことが課題である。
- ・昔はスギに適したところにスギを植えてきたが、戦後の拡大造林以降、スギ林が増えすぎている現状がある。
- ・勾配が急でナラやブナ等の広葉樹があったところにまでスギを植えてきた。スギを植えすぎたために、間伐が間に合わなくなっている。
- ・林業経営に向く森林と向かない森林を分けてエリア区分し、計画的に森林整備を進めることも必要であろう。
- ・間伐は重要であるが、林道等の条件が良い森林は間伐よりも主伐と再造林を行うべきである。
- ・保安林は再造林が行われているが、それ以外の場所は再造林がされていないのではないか。
- ・森林経営計画が樹立されていない条件不利地では森林整備が進められていない。採算がとれない箇所については、現状では整備を積極的に行っていくことは難しい。

(2) 木材価格について

- ・村上市産材は使用されているが価格が安い。木材価格が低迷している。
- ・皆伐すると再造林が必要となってコストがかかるため所有者が伐採する気持ちにならない。
- ・木材価格の低迷により価格が伴わないため、主伐後の再造林を行われないことも問題である。
- ・スギ大径木は伐採や運搬にコストがかかる。
- ・木材の需要を喚起し、木材の価格が上がることで木材産業の振興のために最も効果がある。

(3) 路網整備について

- ・山に資源はあるが、それが出てこない。
- ・市内に良い材はあると思うが、道がなく、活用できていないことが問題であると考えている。山奥に植えているスギは出すことができない。
- ・今後の木材の利活用を考えた際、森から木を出すための林道が使用できるかが重要となる。
- ・林道はあるものの、利用しなくなったことで維持管理がされず、使用できない場所もある。
- ・林道の補修・維持管理はコンスタントに実施することが必要。
- ・昔は索道を用いて搬出していたが、現在は重機が主体であり林道がないと搬出が困難である。
- ・林道の開設や改良は森林整備をサポートする上で非常に重要である。
- ・民有林では幅員が細い林道が多く、大型車が入ることができない。大型トレーラーが入ることのできる規格が必要である。

(4) 森林情報や地形図について

- ・現状の森林簿は実態に合わない部分がある。
- ・森林整備計画で定められたゾーニングを変えることは難しいと考えられるが、現状として、実態と合っていない山林が見られることが多い。
- ・通常の地形図では、急傾斜地が表現できていないこともあり、地形を詳細に表現できる航空レーザデータ等が有効であろう。

(5) 森林所有者、森林境界について

- ・山の境界がわからなくなっている。不在地主の問題もある。
- ・現在の所有者は先祖代々の山を知らない状況にあり、山に手をつけられないことが問題である。

(6) 担い手不足

- ・林業に携わる人口が減少している状況である。
- ・技術の伝承や世代交代が出来ていない。
- ・新人の育成に時間がかかることが多く、時間をかけても退職するケースがある。
- ・どの業界でも厳しいが、林業は特に厳しい。林業従事者が少なくなっている。林業のイメージの改善も必要である。
- ・機械の導入などで効率化を行うなど、林業に対するイメージの改善も必要。

(7) その他

- ・村上市は林業地ではあるが、県外に目を向けるとそのレベルは低い。
- ・民有林に精通している森林組合や行政が主導となって森林整備を進めていく仕組みの構築が必要。
- ・需要と供給のバランスが成り立っていないと思われる。山の価値を高める取組を積極的に行ってほしい。
- ・野生動物による獣害等も考慮し、里山の整備と奥山の広葉樹林化などを進めていく必要がある。
- ・架線集材の技術がなくなりつつあることも問題である。
- ・近年は植林が少なくなり、種苗業者自体も需要が少ないことから苗木をストックしていない状況となっている。

2. 川中における問題点・課題など

- ・村上市産材の量は多く、素材も悪くはないが、現在のニーズにあった技術に対応する製材所は少ない状況である。
- ・製材会社が大径木に対応できるかどうかが問題である。製材所の規模が小さいと大径木の扱いは難しい可能性がある。
- ・村上市産材の角材（乾燥材）などを頼んでもすぐに出ないことがあった。（新築、リフォームともに昔より工期が短いため）市産材（乾燥材）が欲しい時に手に入れば利用する。
- ・ある程度需要のある材は、乾燥させてストックしておいてほしい。
- ・製材場の規模がもう少し大きく、材をストックしていてくれるとありがたい。

3. 川下における問題点・課題など

（1）建築業における木材の利用や需要等

- ・大工さんの数が減少しており、昔ながらの木材を活かしたこだわりのある建築は難しい。集成材が普及し、無垢材が使いづらくなっている。
- ・在来工法による家づくりも少なくなっている。
- ・住宅用材としての利用が減少している。木材を住宅に使っていても外見では見えないことも多い。そのため、木材を見せるための工夫やデザインが必要である。
- ・公共施設や事務所等の内装の木質化等の取組も必要。
- ・外壁などに板をはった住宅が見られるが、これらは定期的に補修が必要であり、市産材の利用の観点からは良いが、維持管理費がかかる。
- ・大径木については、現状の住宅のニーズに合わないため、あまり需要がない。
- ・外構部では国の補助（外構部の木質化の支援事業）もあり木材活用の可能性があると考えられるが、維持管理や耐久性から、現状ではほとんどがアルミフェンス等になっている。
- ・新築もリフォームも昔よりも工期が短い。そのため、材の準備ができていて、すぐに取り寄せて使用できるところから購入している状況。
- ・地産地消の観点からは市産材を使った家づくりをするのが最もよい。これに関する政策や補助も必要ではないか。

（2）担い手不足や技術の伝承

- ・木材を用いた伝統的な家づくりなどでは技術の伝承が難しくなっている。
- ・職業訓練校の生徒も少なくなっており、技術を伝える場所もなくなりつつある。
- ・外壁に用いるスギ板の下見板張りという工法があるが、その技術も高齢化している。

（3）市産材利用に対する補助について

- ・村上市産材利用住宅の補助があるものの、大手ハウスメーカーはこの補助を上回る値引きを行っている場合もある。
- ・市産材の利用に限定した補助など、強い制約がないと市産材の利用促進は難しいのではないかと考えられる。制約をつけることで利用が拡大すると考えられる。
- ・市産材を利用した工務店などにも補助を出すようにすることで市産材の利用が増えると考えられる。

4. 村上市の森林・林業全体に関する問題点・課題など

(1) 普及や教育について

- ・村上市は県内の4割の素材生産量がある林業地域であるが、このことを市民にあまり知られていない。
- ・昔は山のことや森のことを一緒に住んでいる親やおじいちゃん・おばあちゃんが子供に教えていて木材も身近にあった。近年では同居すること自体が少なくなり、親から代々伝えていくということがなくなった。親やおじいちゃん・おばあちゃんにかわって教え、伝えるための何らかのしくみづくりが必要ではないか。
- ・若い世代が家を作る際に木造や地元の木を使うこだわりがなくなってきている。地元の木を利用するという考え方を普及させる必要があり、木育活動が重要である。
- ・林業振興祭を開催しているが、子供の頃から村上市の森林や林業について知ってもらうこと、教育することが大切である。

(2) 担い手不足

- ・業界全体としての問題点として、後継者がいないことがあげられる。